# 卸 売 市 場法 昭和四十六年法律第三十五号)

目

卸総 売市場に関する基本方針(第三条)則(第一条・第二条)

2

三章 地 中 央卸売市場 (第四条-第十二条)

第四章 方卸売市場(第十三条—第十 五条

第六章 第五章 罰 雜則 則 (第十 (第十 八条・第十九条 六条・第十七条)

則

# 第

目

生鮮 正化とその生産及び流通の円滑化を図り、 によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、 方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事 ることに鑑み、 定 つ健全な運営を確保することにより、 「理化及び取引の適I 一条 この法律は、知 に資することを目 第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九、この法律は、卸売市場が食品等の流通(食品等の流通の 食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしてい 卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本 的とする。 図り、もって国民生活の安、生鮮食料品等の取引の適の措置を講じ、その適正か

第二条 この法 肉 \_類等 の生 律において「生鮮食料品等」とは、 鮮 食料品その他一 般消費者が日常生活の用に 野菜、 実、

> 係を有する農畜水産 及び 花 物で政令で定めるものをいう。 きその 他 般 消費者の 日 接 な

して開場されるものをいう。 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品 の生鮮食料品等の取引及び荷さば ために開設される市場であって、 きに必要な施設を設 卸売場、 自動車駐車 等の け · 場 多その他 T 卸 継 売 続

3 この法律において「開設者」とは、 いう。 卸 売 市 場 を開設 する者 を

託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される 業務を行う者をいう。

る者をいう。 を受けた生鮮食料品等を当該卸 この法律において「仲卸業者」とは、 売 市 場 物内の店舗は、卸売市は に 場において卸売 おお 1 て販売す

5

卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、 本方針」という。)を定めるものとする。 卸売市場に関する基本方針 ( 以 下

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるもの な事 項 とする。

卸売市場の施設に関する基本的な事項卸売市場の業務の運営に関する基本的

3 成林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、その他卸売市場に関する重要事項 村 政 策 審 議 会の意見を聴くものとする。

- 4 を公表、 林 するものとする。 水 産 大臣 は、 基本 方 針 を定 めたときは、 遅 滞なく、
- 5 項 の規定は、 基本方 針 の変更に ついて準用する。

## · 央卸 売 市

· 典卸<sup>1</sup> 売市場の認定

る。 そ 兀 であって、 水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができあって、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農  $\mathcal{O}$ 他 卸売市場 の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。) (その施設の規模が一定の規模以上であること

- らない。
  を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければな項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事
- 及び 住 所 並 並びにそ  $\mathcal{O}$ 代 表 者 0) 氏 名
- び 積 並 設に関 でする事
- 即売市場の取扱品品の売市場の位置及び 額に関する事項 目 並面 びに 取び 扱に 品施 目ごと 0) 取 扱 VI 0) 数 量及
- 五. 売市場の業務の運営体制に関する事 項
- 売市場の業務の運営に必要な資 金 0) 確 保に 関 する 事 項
- 売市場の卸売業者に関する事項
- その他農林水産省令で定める事項
- :規程」という。)を添付しなければならない。には、その申請に係る卸売市場の業務に関する 規 程(以
- には、 次に掲げる事項を定めなけ ればならない。

## 卸 売市 0 方

- ける業務に関し遵守すべき事 行う者(以下 卸 売業者、仲卸業者その他の卸 「取引参加者」という。) 項 売市 場 が当該 に 卸 て 売市 /売買 · 場 取 引 お
- 認めるときは、当該認定をするものとする。 該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると 農林水産大臣は、第一項の認定の申 請があった場合に て、

5

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針 ること。 に 照ら L 適 切 で あ
- 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 次
- に掲げる事項を内容とするものであること。
- 者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に l, 取 引 加
- 口 こと。 量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表するについて、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等
- 取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、 二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を 求めその他の措置をとることができること。 開設者は、業務規程に定められている遵守事項 項 第
- 兀 るところにより公表されていること。 定めら 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法 れているとともに、 当該方法が農林水産省令で定
- 売業者の生鮮食料品等の 対 に よる取引の方法その他の 品目ごとのせり売又は入 売買 取 引の 方 札 0

五. げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするもの並 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲払方法その他の決済の方法 ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支口 であること。

六 決済の確保 日		がける	受託拒否の 卸	ラ	条件の公表して	四 売買取引の 卸車	方法  「おおった」  「おおり」  「おおりますることにはれまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	三 売買取引の 卸売	取品	いの禁止他の	二 差別的取扱 卸	原則 取引	一売買取引の取り
卸売業者は、農林水産省令で定めにより、決済を行うこと。ととして業務規程に定められた方法取引参加者は、前号口に掲げる方	受けを拒まないこと。正当な理由がある場合を除き、	あった場合には、農林水産省令で定る卸売のための販売の委託の申込み食料品等について当該卸売市場にお	業者は、その取扱品目に属する	と。 と の と の 会 件 を 含 む 。 ) を 公 表 す る	引の条件(売買取引に係る金銭の収ろにより、その取扱品目その他売買	売業者は、農林水産省令で定めると	売をすること。業務規程に定められた方法により、	売業者は、前号イに掲げる方法とし	扱いをしないこと。	の買受人に対して、不当に差別的な	売業者は、出荷者又は仲卸業者その	引を行うこと。	引参加者は、公正かつ効率的に売買

の事項以外の遵守事項が	前号の表の下欄に
るものを定期的に公表すること。	
るべき事項として農林水産省令で定め	
公正な生鮮食料品等の取引の指標とな	
金銭の収受の状況を含む。)その他の	
他の売買取引の結果(売買取引に係る	
ころにより、卸売の数量及び価格その	結果等の公表
卸売業者は、農林水産省令で定めると	七 売買取引の
閲覧させること。	
当な理由がある場合を除き、これを	
場合には、農林水産省令で定める正	
る。)について閲覧の申出があった	
で定めるものが記載された部分に限	
務に関する情報として農林水産省令	
的な決済を確保するために必要な財	
に、当該事業報告書(出荷者が安定	
し、これを開設者に提出するととも	
るところにより、事業報告書を作成	

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反いる場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。 育男の妻の日相に排じる事項以夕の選号 事項が気& 6 才で するものでないこと。

当該遵守事項が取引参加者の意見を聴い て定められてい

当該遵守事項及び当該遵守事項が定めら

れた理由が公表

な体制を有すること。 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要 されていること。

当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するた

な を 有 すること。

- る適 正 前 かつ 件に適合するものであること。 号に掲 健全な運営に必要なものとして農林水産に掲げるもののほか、当該卸売市場が、. 圧省令で 卸売市 定場の
- 6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令 アはこれに紛らわしい名称を称してはならない。 マリカー 開設者の名称及び住所 中央卸売市場の位置及び取扱品目 中央卸売市場の位置及び取扱品目 アカリカー 開設者の名称及び住所 アカリカー 開設者の名称及び住所 アカリカー 関い アラッション アリカー アカラ ア 第一項の認定を受けた卸売市場 のとする。 アカリカー アカラ ア 第一項の認定をしたときは、農林水産省令 ア はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

7 スはこれ

該

- 「欠格事由」(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由)(欠格事由) 項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取れ、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行制品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により 執行り
- 三 第十一条第一 消し (十一条第一項の規定による前条第一での日から二年を経過しない法人規定により第十三条第一項の認定を1
- いて み替えて準用する第十 条第一項の - 一条第一で認定の取る 認定の 項のし 規又

定による第十三条第 なっている法人 の取り :から二年を経過しないものがその業務を行う役員:しに係る法人の業務を行う役員であった者でその発井三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内 取に

消そ

変更の認

第六条 中央卸 く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところに 項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除六条(中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事

- 2 出なければならない。

  出なければならない。

  本変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届けな変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産省令で定める軽微より、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。
- 3 ついて準用する。第四条第二項から第六 項 くまで 0) 規 定 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 変 更 0) 定

第 部又は一部を休止し、又は廃れ七条 中央卸売市場の開設者(中央卸売市場の開設者 とともに、農林水産大臣に届 省令で定めるところにより、その旨を、 止し、又は廃止しようとするときは、市場の開設者は、その中央卸売市場の け 出 なけ れ ればならない。取引参加者に 農林 . 通 業 知 水の す Ź 産全

ときは、当該中央卸売市場に係る第八条 中央卸売市場が次の各号の(認定の失効) 効力を失う。 場に係る第四条第一項の認定はの各号のいずれかに該当するに

当該中央卸 当該中央卸 売市場 売市 場 について第十三条第 の業務の全部が廃止 され 項 0 たとき。 認定が あ つ

た

- 2 条第一 な るところにより、 央卸 項の認定を受けようとするときは、 売市場の開設者は、 その旨を農林水産大臣に届け出なければなら 当該中央卸売市場について第十三 農林水産省令で定め
- その効力を失ったときは、 農林水産 大臣 は、 第一項の規 遅滞なく、その旨を公示するものと 定により第四条第 項 0 認 定が

導及び助言を行うものとする。
売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指売、農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸(指導及び助言)

置命令

に .対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。2営を確保するために必要があると認めるときは、その開?-条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健? 設全な

定 の取 消

- 定を取り消すことができる。 該当するときは、当該中央卸 林水産大臣 は、中央卸 売 市場に係る第四条第一売市場が次の各号のい 項の認
- る基準に該当しないこととなったとき。 当該中央卸売市場が、第四条第一項の 農 林 :水産 省令で定め
- くに至ったとき。 当該中央卸売市 場が、 第四条第五項各号に 掲げる要件を欠
- その開 設者が、 第五条第一号、 第二号又は第四号に該当す

- 判明したとき。 用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが 又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み り第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。) 開 設する卸売市場について不正の 替えて準
- よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定 定による報告をせず、 若しくは資料を提出せず、若しくは虚 対規定に
- づく処分こ韋豆シニニニ。める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基める法律若しくに第五条第二号の政令で定 づく処分に違反したとき。 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の
- 2 遅 滞なく、 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消し その旨を公示するものとする。

報告及び検査

- 臣に報告しなければならない。 るところにより、当該中央卸売市 央卸売市場の開設 と者は、 場 勿の運営 営 0 農林水産省令で定 状 い況を農 林 水産 大め
- 2 開 若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、 央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中 ン、よすwww)ならで、 設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、t-1~に資料の携出を求め、又は当該職員に、中央卸 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度にお しくは財産の状況若しくは帳簿、 書類その他の物件 売市場の

- 第証前 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため、書を携帯し、関係人に提示しなければならない。の規定により立入検査をする当該職員は、その身分の規定により立入検査をする当該職員は、その身分 一分を一
- ら れ たも のと解してはならない。 認

### 地 方 卸 売 市

地 方 第 卸四 市場 の 認 定

市 。 以 下 いるも 場と 称することができる。 「都道府県知事」という。) の認定を受けて、地方卸売のは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事卸売市場であって、第五項各号に掲げる要件に適合し 卸 売

- $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 住 所 並 び にそ  $\mathcal{O}$ 代 表 者 0) 氏
- 場 称
- 場 及
- び金 卸 売 市 別 親 設 者 の 場 のなる。の名称 事項品 目び 並施 び設 にに 取 関 扱す 品る 事項と  $\mathcal{O}$ 取 扱 11  $\mathcal{O}$ 数 量 及
- Ŧī. **即売市場の業務の運営** 並額に関する事項
- 営 体 制 に 関 する 事 項
- 売市場の業務の運営に必要な資 金 0) 確 保に 関 す る 事

項

- の他農林水産省令で定める事売市場の卸売業者に関する事 足める事項展する事項
- そ 0) 申 -請に 係る業務 規 程 を添 付 L なけ れ ば な
- 規 に は 次に · 掲げ ·る事 項を定  $\emptyset$ なけ れ ば なら な

口

加

が 売

取引を行う場合に

におけ

`る支

払

期

日

支

### 売 市 $\mathcal{O}$ $\mathcal{O}$ 方

- 取 卸 加場 者 が 当 該 卸 売 市 場 に お け る業 然務に 関 L 遵 守 す
- 認めるときは、当該認定をするものとする。 申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると 道 府 知 事 は 項 0 定 0 申 請 が あ 0 た場合にお
- 申請書及び 業務規程の内容が、 基本方針 に . 照ら L 適 切 で
- 業務規程に定めら申請書及び業務規 られている前項第一規程の内容が、法会 一号に 令 違 掲 反 げ いる事項が、こと。

次

- 掲げる事項を内容とするものであること。
- イ 開設者は、当該印制によい、おいかでは、不当に差別的な取扱いをしないこと。 取 引 加
- 口 量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表について、農林水産省令で定めるところにより、卸売開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料 卸売の なする数に品等
- 求めその他の措置をとることができること。取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び取引参加者に遵守させるため、これに必要な 二号に掲げる事項を開設者は、業務規 - D 担う寺士・ )加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是Eり)加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是Eり参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、)を 程 に定められている遵守 事 **項** (前 項 第
- 匹 るところにより公表されていること。 定めら 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法 れているとともに、 当該方法が農林水産 省令で定め
- 売業者の生鮮 対 による取引の方法その他の売買 食料品等の 品目ごとの せり 取 引売の 方 は 入 札 0

- 6 -

Ŧī. げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするもの一 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲払方法その他の決済の方法

(-)	五決済の確保	こ受取	条件の公表 コ	方法!	三売買取引の一卸取	いの禁止 他 二 差別的取扱 卸	原則の取引の取	であること。
る。)について閲覧の申出があった るところにより、事業報告書を作成 るところにより、事業報告書を作成 し、これを開設者に提出するととも に、当該事業報告書(出荷者が安定 的な決済を確保するために必要な財 務に関する情報として農林水産省令 で定めるものが記載された部分に限 る。)について閲覧の申出があった	<ul><li>取引参加者は、前号ロに掲げる方</li></ul>	こと。	ころにより、その取扱品目その他売買卸売業者は、農林水産省令で定めると	売をすること。	即売業者は、前号イに掲げる方法とし 取扱いをしないこと。	世の買受人に対して、不当に差別的な一時売業者は、出荷者又は仲卸業者その	取引を行うこと。 収引参加者は、公正かつ効率的に売買し	

ものを定期的に公表すること。		
るべき事項として農林水産省令で定め		
公正な生鮮食料品等の取引の指標とな		
金銭の収受の状況を含む。)その他の		
他の売買取引の結果(売買取引に係る		
ころにより、卸売の数量及び価格その	結果等の公表	
卸売業者は、農林水産省令で定めると	六 売買取引の	
閲覧させること。		
当な理由がある場合を除き、これを		
場合には、農林水産省令で定める正		

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反いる場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。 前号の するものでないこと。 表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められて

口 当該遵守事項が取引参 加者の 意見を聴 1 て定めら れてい

されていること。 当該遵守事項及び当該遵守事項が定め 5 れた理由 が 公表

な体制を有すること。 開設者が、取引参加 者に遵守 事項を遵守させるため いに必要

めに必要な施設を有すること。 当該卸売市場が、生鮮食料品 等の 円滑な取引を確保するた

適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定め前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令 る要件に適合するものであること。 当該認定を受けた卸売市場(次項及び

第十八条第一号を除き、 で定めるところにより、

以下「地方卸売市場」という。)に関

- 次に げ る 項 を 公示 するも のとする
- の名称及び 住
- 又はこ 第一項の地方卸 れに紛らわしい名称を称してはならない。項の認定を受けた卸売市場でないものは、一方卸売市場の位置及び取扱品目方卸売市場の名称 地 方卸売市 場

### 準 用

るのは 県知事 を管轄 条第二 と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」 +9 る いて準用する。この場合において、これらの規定(第六条第部分を除く。)及び第十二条の規定は、前条第一項の認定に-四条 第五条から第十条まで、第十一条(第一項第一号に係 五. 一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一は「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項 項 各号」と読み替えるも 」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあ する都道府県知事(以下第十二条までにおいて「都道府項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地 のとする。

### 林 水産 大臣 への報告等

+ 関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又五条、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、  $\mathcal{O}$ 行 政に 関 し 必要な助言若しくは勧告をすることができる。 又は地方卸売市場し、地方卸売市場

## 第五 則

合理化及び取引の済界十六条 国は、中央 て、 整備 て「認定計画 けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画 とができる。 当該施設の整備に要する費用の十分の を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内 [」という。) に従って当該中央卸売市場の -央卸 適 正 化に関する法律 売 0 開 設 第五 四以内を補助 範囲内においた事場の施設の 項の のするこ 定を受 流 通

他の援助を行うように努めるものとする。 開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央の場合であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の援助を行うように努めるものとする。

# (都道 府県が処理する事務等)

第十七条 ととすることができる。 部 は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うここの法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、 が 定めるところにより、 できる。 その \_\_ 部 を地 方農 政 局 長 農林水産省令で に委任すること

金に処する。 次の各号の  $\mathcal{O}$ 11 ず n かに該当する者は、 三十万円以 下

第四条第七項又は第十三条第七 項 0 規定に違反して、 中 央

称した者 売 市 しく は 地 方 卸 売 市 場又はこ これらに · 紛ら わ **(**) 名

拒み、妨げ、若しくは忌避した者いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条にお 告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をにおいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報 第十二条第一 若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条におけず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告を 項若しくは第二項(これら  $\mathcal{O}$ 規定を第 +

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しの他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行行九条。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ て 同 条の刑を科する。

期日則 (平成三十年法律第六十二号) (抄)

施 行 附

規定 公布の日 一次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に内において政令で定める日から起算して六月を超えない範囲

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三年六月を超えない範囲内において政令で定める日二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して から第十八条まで及び第三十条の規定(公布の日から起算し条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第十五条を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定(第二十七

えない範囲内において政令で定める日